

友新会会則第 1 1 条 4 項に関する幹事会細則

第 1 条 会員は、幹事の選出にあたって、修習を経ていない会員及び司法修習生の修習修了の時期（以下「修習時期」という。）を同じくする会員をそれぞれ一の区分（以下「期」という。）とし、各期ごとに、幹事会で定める期限までに、次年度の幹事候補者 1 名（当該年度の 9 月 1 日（その時点で入会していない期については次年 3 月 1 日）における会員数が 1 5 名以上の期にあっては、2 名）を互選し、幹事長に推せんしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次年度の役員又は各委員会の委員長（以下「役員等」という。）が選任される期は、その選任される人数の限度において、次年度の幹事候補者を推せんしないことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期については、修習時期が最も近い他の期と協議の上、合同して次年度の幹事候補者を推せんすることができる。

(1) 会員数が 5 名以下の期

(2) 他の期と合同して次年度の幹事候補者を推せんすることについて特段の事情があると幹事会が認めた期

4 幹事長は、各期の推せんに基づいて、幹事会の承認を得た上で、次年度の幹事候補者を決定し、総会に諮るものとする。

第 2 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期について、前条第 1 項の期限までに幹事候補者の推せんがなされないときは、幹事長は、幹事会の承認を経て、当該各期の幹事候補者を任意に決定し、又は決定しないことができる。この場合において、幹事長は、当該期に属する会員の意向を尊重するものとする。

(1) 修習を経ていない会員が属する期

(2) 修習終了後 5 0 年を経過した会員が属する期

(3) 幹事候補者を推せんしないことについて特段の事情があると幹事会が認めた
期

附 則

本細則は、平成24年12月20日から施行する。